

東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則の一部改正（北陸新幹線の延伸開業等に伴う改正）

現行 (前略)	改正 (前略)
(用語の意義) 第3条 この規則におけるおもな用語の意義は、次のとおりとする。 (1) 「当社線」とは、当社の経営する鉄道をいう。 (中略) (9) 「指定券」とは、乗車日及び乗車列車を指定して発売する急行券（以下「指定急行券」という。）、特別車両券（指定席特別車両券(A)及び指定席特別車両券(B)に限る。以下これらを「指定特別車両券」という。）、寝台券、コンパートメント券及び座席指定券をいう。 (中略) (東北新幹線、北陸新幹線及び九州新幹線に対する取扱い) 第16条の4 東北新幹線盛岡・新青森間、北陸新幹線高崎・<u>長野</u>間及び九州新幹線新八代・川内間については、単一の線路として旅客の取扱いをする。 (中略) (乗車券類の発売日) 第21条 乗車券類は、発売当日から有効となるものを発売する。ただし、次の各号に掲げる乗車券類は、当該各号に定めるところによって発売する。 (1) 普通乗車券 前条第1項第2号の規定によって発売する普通乗車券は、原乗車券の有効期間内の日で旅客の希望する日を有効期間の開始日として発売する。この場合、原乗車券が定期乗車券であるときは、有効期間の開始日の2日前から発売する。	(用語の意義) 第3条 この規則におけるおもな用語の意義は、次のとおりとする。 (1) 「当社線」とは、当社の経営する鉄道をいう。 (中略) (9) 「指定券」とは、乗車日及び乗車列車を指定して発売する急行券（以下「指定急行券」という。）、特別車両券（指定席特別車両券(A)及び指定席特別車両券(B)に限る。以下これらを「指定特別車両券」という。）、寝台券、コンパートメント券及び座席指定券をいう。 <u>(9)の2 「未指定特急券」とは、指定急行券のうち、旅客（団体旅客又は貸切旅客を除く。）が希望する場合に乗車日、有効区間及び全車両指定制の1個以上の特別急行列車（以下「列車群」という。）を指定し、座席の使用を条件としないで発売する特別急行券をいう。</u> (中略) (東北新幹線、北陸新幹線及び九州新幹線に対する取扱い) 第16条の4 東北新幹線盛岡・新青森間、北陸新幹線高崎・<u>金沢</u>間及び九州新幹線新八代・川内間については、単一の線路として旅客の取扱いをする。 (中略) (乗車券類の発売日) 第21条 乗車券類は、発売当日から有効となるものを発売する。ただし、次の各号に掲げる乗車券類は、当該各号に定めるところによって発売する。 (1) 普通乗車券 前条第1項第2号の規定によって発売する普通乗車券は、原乗車券の有効期間内の日で旅客の希望する日を有効期間の開始日として発売する。この場合、原乗車券が定期乗車券であるときは、有効期間の開始日の2日前から発売する。

現行	改正
(2) 定期乗車券 有効期間の開始日の<u>前日</u>から発売する。 (中略) (4) 指定券 当該列車が始発駅を出発する日の1箇月前の日の10時から発売する。ただし、次に掲げる指定券については、それぞれに定めるところによって発売する。 (中略) 第7節 急行券の発売 (急行券の発売) 第57条 旅客が、急行列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、急行列車ごとに特別急行券又は普通急行券を発売する。 (1) 特別急行券 イ 指定席特急券 (イ) 特別急行列車の座席車若しくは寝台車に乗車し、指定席若しくは寝台を使用する場合又は第13条第3項の規定により寝台車に乗車する場合に、乗車する日、列車、旅客車、座席及び乗車区間を指定して発売する。ただし、新幹線の特別急行列車の特別車両以外の個室に対しては、次に掲げる場合に限って発売する。 a 個室設備定員と同一の人員が乗車するとき b 設備定員が複数の個室にあっては、乗車旅客の全員が当該個室を同一区間乗車するとき (中略) (ハ) 前(イ)の規定は、新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の特別車両以外の個室に対する指定席特急券の発売に準用する。	(2) 定期乗車券 有効期間の開始日の<u>7日前</u>から発売する。 (中略) (4) 指定券 当該列車 (<u>未指定特急券にあっては、指定した乗車日の列車群のうち、始発駅を最も早く出発する列車</u>) が始発駅を出発する日の1箇月前の日の10時から発売する。ただし、次に掲げる指定券については、それぞれに定めるところによって発売する。 (中略) 第7節 急行券の発売 (急行券の発売) 第57条 旅客が、急行列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、急行列車ごとに特別急行券又は普通急行券を発売する。 (1) 特別急行券 イ 指定席特急券 (イ) 特別急行列車の座席車若しくは寝台車に乗車し、指定席若しくは寝台を使用する場合又は第13条第3項の規定により寝台車に乗車する場合に、乗車する日、列車、旅客車、座席及び乗車区間を指定して発売する。ただし、新幹線の特別急行列車の特別車両以外の個室に対しては、次に掲げる場合に限って発売する。 a 個室設備定員と同一の人員が乗車するとき b 設備定員が複数の個室にあっては、乗車旅客の全員が当該個室を同一区間乗車するとき (中略) (ハ) 前(イ)の規定は、新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の特別車両以外の個室に対する指定席特急券の発売に準用する。 <u>(ニ) 前(イ)の規定にかかわらず、旅客が別表第1号の2に定める列車群に含まれるいずれかの特別急行列車の特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車する場合で、乗車列車、旅客車及び座席を指定しないことを希望するときは、使用開始後に満席等により一部又は全部の区間で座席を使用できない場合であっても、特別急行料金の払いもどしを請求しないことを条件として、未指定特急</u>

現行	改正
(中略) ニ 特定特急券 次に定める区間を、特別車両以外の座席車又は第 13 条第 3 項の規定により B 寝台を設備した寝台車に乗車し、自由席（自由席のない列車にあっては、指定席）を使用する場合に、乗車できる列車及び乗車区間を指定し、特定の特別急行料金によって、座席の使用を条件としないで発売する。 (イ) 新幹線 (中略) (ロ) 新幹線以外の線区 <u>水 戸・原ノ町間（100 キロメートル以内の区間を除く。）</u> 鳥 取・出雲市間（100 キロメートル以内の区間を除く。） 米 子・益 田間（100キロメートル以内の区間を除く。） 盛 岡・秋 田間（田沢湖線・奥羽本線経由に限る。） (中略) 2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車に乗車するときは、1 個の急行列車とみなして 1 枚の急行券を発売する。 (1) 東京・新青森間、大宮・新潟間及び高崎・<u>長野</u>間の新幹線の 2 個以上の特別急行列車に乗車する場合であって、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、大宮駅又は高崎駅で乗継ぎとなる場合であって別に定めるときを除く。 (中略) (6) 福島・新庄間の特別急行列車の停車駅相互間に乗車する場合であって、山形駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。 <u>(7) 上野・仙台間の特別急行列車の停車駅相互間に乗車する場合であって、水戸駅又は勝田駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。</u> <u>(8) 京都・鳥取間及び新大阪・鳥取間の特別急行列車の停車駅相互間に乗車する場合であって、福知山駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。</u>ただし、京都・福知山間の特別急行列車の停車駅と新大阪・福知山間の特別急行列車の停車駅相互間を利用する場合を除く。 <u>(9) 博多・宮崎空港間の特別急行列車の停車駅相互間に乗車する場合であって、別府駅又は大分駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。</u>ただし、久大本線又は豊肥本線を経由して運転する特別急行列車に乗車する	<u>券を発売することがある。</u> (中略) ニ 特定特急券 次に定める区間を、特別車両以外の座席車又は第 13 条第 3 項の規定により B 寝台を設備した寝台車に乗車し、自由席（自由席のない列車にあっては、指定席）を使用する場合に、乗車できる列車及び乗車区間を指定し、特定の特別急行料金によって、座席の使用を条件としないで発売する。 (イ) 新幹線 (中略) (ロ) 新幹線以外の線区 <u>(削る)</u> 鳥 取・出雲市間（100 キロメートル以内の区間を除く。） 米 子・益 田間（100キロメートル以内の区間を除く。） 盛 岡・秋 田間（田沢湖線・奥羽本線経由に限る。） (中略) 2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車に乗車するときは、1 個の急行列車とみなして 1 枚の急行券を発売する。 (1) 東京・新青森間、大宮・新潟間及び高崎・<u>金沢</u>間の新幹線の 2 個以上の特別急行列車に乗車する場合であって、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、大宮駅又は高崎駅で乗継ぎとなる場合であって別に定めるときを除く。 (中略) (6) 福島・新庄間の特別急行列車の停車駅相互間に乗車する場合であって、山形駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。 <u>(7) 京都・鳥取間及び新大阪・鳥取間の特別急行列車の停車駅相互間に乗車する場合であって、福知山駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。</u>ただし、京都・福知山間の特別急行列車の停車駅と新大阪・福知山間の特別急行列車の停車駅相互間を利用する場合を除く。 <u>(8) 博多・宮崎空港間の特別急行列車の停車駅相互間に乗車する場合であって、別府駅又は大分駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。</u>ただし、久大本線又は豊肥本線を経由して運転する特別急行列車に乗車する

現行	改正								
場合を除く。 (中略) 4 特別急行列車の乗車区間の一部区間について座席の指定ができない場合であって、その区間が立席特急券、自由席特急券 <u>又は</u> 特定特急券を発売する区間であるときは、当該区間について座席を指定しないで指定席特急券を発売することがある。	場合を除く。 (中略) 4 特別急行列車の乗車区間の一部区間について座席の指定ができない場合であって、その区間が立席特急券、自由席特急券 <u>、</u> 特定特急券 <u>又は未指定特急券</u>を発売する区間であるときは、当該区間について座席を指定しないで指定席特急券を発売することがある。								
(中略) (乗継急行券の発売) 第 57 条の 2 旅客が、急行列車相互間に乗継ぎをする場合で、次の各号に該当するとき（以下「乗継条件」という。）は、第 1 号に規定する○印の 1 個の急行列車に対して割引の急行券を発売する。ただし、設備定員が複数の寝台個室及び別に定める特別急行列車の個室に乗車する場合に発売する特別急行券については、割引の取扱いをしない。 (1) 次に掲げる急行列車相互間について、それぞれに定める乗継駅において直接乗継ぎをする場合（同一の急行列車を先乗列車及び後乗列車として直接乗継ぎをする場合を含む。）	(中略) (乗継急行券の発売) 第 57 条の 2 旅客が、急行列車相互間に乗継ぎをする場合で、次の各号に該当するとき（以下「乗継条件」という。）は、第 1 号に規定する○印の 1 個の急行列車に対して割引の急行券を発売する。ただし、設備定員が複数の寝台個室及び別に定める特別急行列車の個室に乗車する場合に発売する特別急行券については、割引の取扱いをしない。 (1) 次に掲げる急行列車相互間について、それぞれに定める乗継駅において直接乗継ぎをする場合（同一の急行列車を先乗列車及び後乗列車として直接乗継ぎをする場合を含む。）								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="224 852 678 954">急 行 列 車</th><th data-bbox="678 852 1093 954">乗 継 駅</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="224 954 678 1430"> イ 新幹線の特別急行列車 ○その他の各線区の急行列車（本四備讃線を経由する急行列車と四国内の急行列車を坂出駅又は高松駅で相互に乗り継ぐ場合は、岡山駅を乗継駅とする急行列車に限る。） ただし、次に掲げる急行列車は除く。 <u>(イ) 上越線越後湯沢・ガーラ湯沢間の急行列車</u> <u>(ロ) 新青森駅又は青森駅を乗</u> </td><td data-bbox="678 954 1093 1430"> 新横浜・新下関間の新幹線停車駅、新青森駅、青森駅（新青森駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）、<u>越後湯沢駅</u>、長岡駅、新潟駅、長野駅、大阪駅（新大阪駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）、又は坂出駅若しくは高松駅（いずれも岡山駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。） </td></tr> </tbody> </table>	急 行 列 車	乗 継 駅	イ 新幹線の特別急行列車 ○その他の各線区の急行列車（本四備讃線を経由する急行列車と四国内の急行列車を坂出駅又は高松駅で相互に乗り継ぐ場合は、岡山駅を乗継駅とする急行列車に限る。） ただし、次に掲げる急行列車は除く。 <u>(イ) 上越線越後湯沢・ガーラ湯沢間の急行列車</u> <u>(ロ) 新青森駅又は青森駅を乗</u>	新横浜・新下関間の新幹線停車駅、新青森駅、青森駅（新青森駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）、<u>越後湯沢駅</u>、長岡駅、新潟駅、長野駅、大阪駅（新大阪駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）、又は坂出駅若しくは高松駅（いずれも岡山駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1191 852 1646 954">急 行 列 車</th><th data-bbox="1646 852 2060 954">乗 継 駅</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1191 954 1646 1430"> イ 新幹線の特別急行列車 ○その他の各線区の急行列車（本四備讃線を経由する急行列車と四国内の急行列車を坂出駅又は高松駅で相互に乗り継ぐ場合は、岡山駅を乗継駅とする急行列車に限る。） ただし、次に掲げる急行列車は除く。 <u>(イ) 新青森駅又は青森駅を乗</u> </td><td data-bbox="1646 954 2060 1430"> 新横浜・新下関間の新幹線停車駅、新青森駅、青森駅（新青森駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）、長岡駅、新潟駅、長野駅、<u>直江津駅（上越妙高駅に直通して運転する急行列車に乗り、上越妙高駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）、金沢駅、津幡駅（金沢駅に直通して運転する急行列車に乗り、金沢駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）、</u>大阪駅（新大阪駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）、又 </td></tr> </tbody> </table>	急 行 列 車	乗 継 駅	イ 新幹線の特別急行列車 ○その他の各線区の急行列車（本四備讃線を経由する急行列車と四国内の急行列車を坂出駅又は高松駅で相互に乗り継ぐ場合は、岡山駅を乗継駅とする急行列車に限る。） ただし、次に掲げる急行列車は除く。 <u>(イ) 新青森駅又は青森駅を乗</u>	新横浜・新下関間の新幹線停車駅、新青森駅、青森駅（新青森駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）、長岡駅、新潟駅、長野駅、<u>直江津駅（上越妙高駅に直通して運転する急行列車に乗り、上越妙高駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）、金沢駅、津幡駅（金沢駅に直通して運転する急行列車に乗り、金沢駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）、</u>大阪駅（新大阪駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）、又
急 行 列 車	乗 継 駅								
イ 新幹線の特別急行列車 ○その他の各線区の急行列車（本四備讃線を経由する急行列車と四国内の急行列車を坂出駅又は高松駅で相互に乗り継ぐ場合は、岡山駅を乗継駅とする急行列車に限る。） ただし、次に掲げる急行列車は除く。 <u>(イ) 上越線越後湯沢・ガーラ湯沢間の急行列車</u> <u>(ロ) 新青森駅又は青森駅を乗</u>	新横浜・新下関間の新幹線停車駅、新青森駅、青森駅（新青森駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）、<u>越後湯沢駅</u>、長岡駅、新潟駅、長野駅、大阪駅（新大阪駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）、又は坂出駅若しくは高松駅（いずれも岡山駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）								
急 行 列 車	乗 継 駅								
イ 新幹線の特別急行列車 ○その他の各線区の急行列車（本四備讃線を経由する急行列車と四国内の急行列車を坂出駅又は高松駅で相互に乗り継ぐ場合は、岡山駅を乗継駅とする急行列車に限る。） ただし、次に掲げる急行列車は除く。 <u>(イ) 新青森駅又は青森駅を乗</u>	新横浜・新下関間の新幹線停車駅、新青森駅、青森駅（新青森駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）、長岡駅、新潟駅、長野駅、<u>直江津駅（上越妙高駅に直通して運転する急行列車に乗り、上越妙高駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）、金沢駅、津幡駅（金沢駅に直通して運転する急行列車に乗り、金沢駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）、</u>大阪駅（新大阪駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）、又								

現行			改正		
	継駅として乗車する寝台車を連結した特別急行列車 <u>(ハ)</u> 奥羽本線を経由する急行列車（新青森・青森間のみを乗車する場合に限る。）			継駅として乗車する寝台車を連結した特別急行列車 <u>(ロ)</u> 奥羽本線を経由する急行列車（新青森・青森間のみを乗車する場合に限る。）	は坂出駅若しくは高松駅（いずれも岡山駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）
(中略)			(中略)		
(特定の特別急行券の発売) 第57条の3 第57条第1項第1号イの規定により指定席特急券を発売する場合で、次の各号に掲げる期間内の日に特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車するときは、特定の特別急行料金によって指定席特急券を発売する。ただし、乗車する列車を限定して発売することがある。 (1) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日（金曜日、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日及び同日の前日を除く。）であるとき。ただし、北海道旅客鉄道会社線内の停車駅相互間 <u>並びに</u> 特別急行列車「あそぼーい！号」の展望席及び白いくろちゃんシートに乗車する場合を除く。 1月16日から2月末日まで 6月1日から同月30日まで 9月1日から同月30日まで 11月1日から12月20日まで (2) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき。ただし、北海道旅客鉄道会社線内及び九州旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間 <u>を</u> 乗車する場合を除く。 3月21日から4月5日まで 4月28日から5月6日まで 7月21日から8月31日まで 12月25日から翌年1月10日まで			(特定の特別急行券の発売) 第57条の3 第57条第1項第1号イの規定により指定席特急券を発売する場合で、次の各号に掲げる期間内の日に特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車するときは、特定の特別急行料金によって指定席特急券を発売する。ただし、乗車する列車を限定して発売することがある。 (1) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日（金曜日、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日及び同日の前日を除く。）であるとき。ただし、北海道旅客鉄道会社線内の停車駅相互間、 <u>特別急行列車「あそぼーい！号」の展望席及び白いくろちゃんシート並びに別表第1号の2第1項に定める列車群に含まれる列車</u> に乗車する場合を除く。 1月16日から2月末日まで 6月1日から同月30日まで 9月1日から同月30日まで 11月1日から12月20日まで (2) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき。ただし、北海道旅客鉄道会社線内及び九州旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間 <u>並びに別表第1号の2第1項に定める列車群に含まれる列車</u> に乗車する場合を除く。 3月21日から4月5日まで 4月28日から5月6日まで 7月21日から8月31日まで 12月25日から翌年1月10日まで		
(中略)			(中略)		

現行	改正
第 8 節 特別車両券の発売 (特別車両券の発売) 第 58 条 旅客が、特別車両に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、特別車両に乗車する列車ごとに、特別車両券を発売する。 (中略) 2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車の特別車両に乗車するときは、1 個の急行列車とみなして 1 枚の特別車両券を発売する。 (1) 東京・新青森間、大宮・新潟間及び高崎・<u>長野</u>間の新幹線の 2 個以上の特別急行列車の特別車両（個室を除く。）に乗車する場合であって、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、大宮駅又は高崎駅で乗継ぎとなる場合であって別に定めるときを除く。 (中略) (6) 福島・新庄間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であって、山形駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。 <u>(7) 上野・仙台間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であって、水戸駅又は勝田駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。</u> <u>(8)</u> 京都・鳥取間及び新大阪・鳥取間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であって、福知山駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、京都・福知山間の特別急行列車の停車駅と新大阪・福知山間の特別急行列車の停車駅相互間を利用する場合を除く。 <u>(9)</u> 博多・宮崎空港間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両（個室及び D X グリーンを除く。）に乗車する場合であって、別府駅又は大分駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、久大本線又は豊肥本線を経由して運転する特別急行列車の特別車両に乗車する場合を除く。 (中略) (特定都区市内にある駅に関連する片道普通旅客運賃の計算方) 第 86 条 次の各号の図に掲げる東京都区内、横浜市内（川崎駅、尻手駅、八丁畷駅及び川崎新町駅並びに鶴見線各駅を含む。）、名古屋市内、京都市内、大阪市内（新加美駅を除く。）、神戸市内（道場駅を除く。）、広島市内（海田市駅及び向洋駅を含む。）、北九州市内、福岡市内（姪浜駅、下山門	第 8 節 特別車両券の発売 (特別車両券の発売) 第 58 条 旅客が、特別車両に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、特別車両に乗車する列車ごとに、特別車両券を発売する。 (中略) 2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車の特別車両に乗車するときは、1 個の急行列車とみなして 1 枚の特別車両券を発売する。 (1) 東京・新青森間、大宮・新潟間及び高崎・<u>金沢</u>間の新幹線の 2 個以上の特別急行列車の特別車両（個室を除く。）に乗車する場合であって、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、大宮駅又は高崎駅で乗継ぎとなる場合であって別に定めるときを除く。 (中略) (6) 福島・新庄間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であって、山形駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。 <u>(7)</u> 京都・鳥取間及び新大阪・鳥取間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であって、福知山駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、京都・福知山間の特別急行列車の停車駅と新大阪・福知山間の特別急行列車の停車駅相互間を利用する場合を除く。 <u>(8)</u> 博多・宮崎空港間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両（個室及び D X グリーンを除く。）に乗車する場合であって、別府駅又は大分駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、久大本線又は豊肥本線を経由して運転する特別急行列車の特別車両に乗車する場合を除く。 (中略) (特定都区市内にある駅に関連する片道普通旅客運賃の計算方) 第 86 条 次の各号の図に掲げる東京都区内、横浜市内（川崎駅、尻手駅、八丁畷駅及び川崎新町駅並びに鶴見線各駅を含む。）、名古屋市内、京都市内、大阪市内（新加美駅を除く。）、神戸市内（道場駅を除く。）、広島市内（海田市駅及び向洋駅を含む。）、北九州市内、福岡市内（姪浜駅、下山門

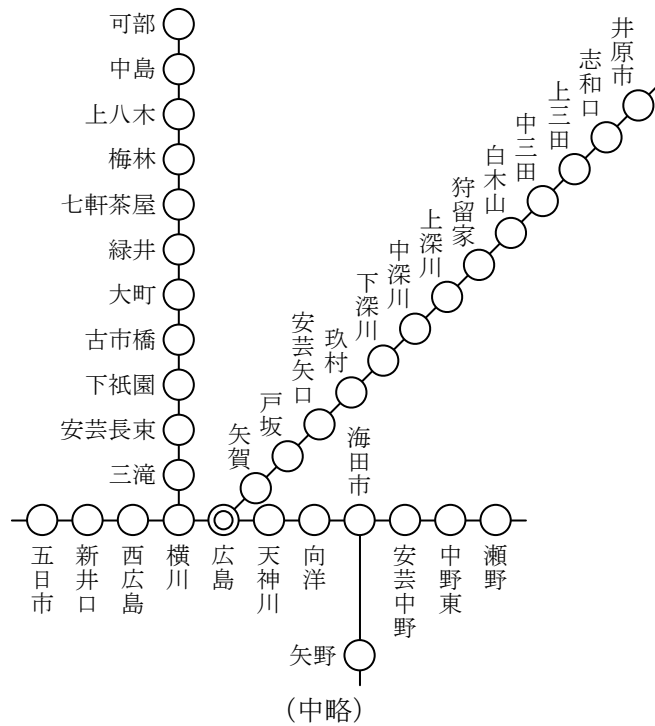
現行

駅、今宿駅、九大学研都市駅及び周船寺駅を除く。)、仙台市内又は札幌市内（以下これらを「特定都区市内」という。）にある駅と、当該各号に掲げる当該特定都区市内の◎印の駅（以下「中心駅」という。）から片道の営業キロが200キロメートルを超える区間内にある駅との相互間の片道普通旅客運賃は、当該中心駅を起点又は終点とした営業キロ又は運賃計算キロによって計算する。ただし、特定都区市内にある駅を発駅とする場合で、普通旅客運賃の計算経路が、その特定都区市内の外を経て、再び同じ特定都区市内を通過するとき、又は特定都区市内にある駅を着駅とする場合で、発駅からの普通旅客運賃の計算経路が、その特定都区市内を通過して、その特定都区市内の外を経るときを除く。

(1) 東京都区内

(中略)

(7) 広島市内



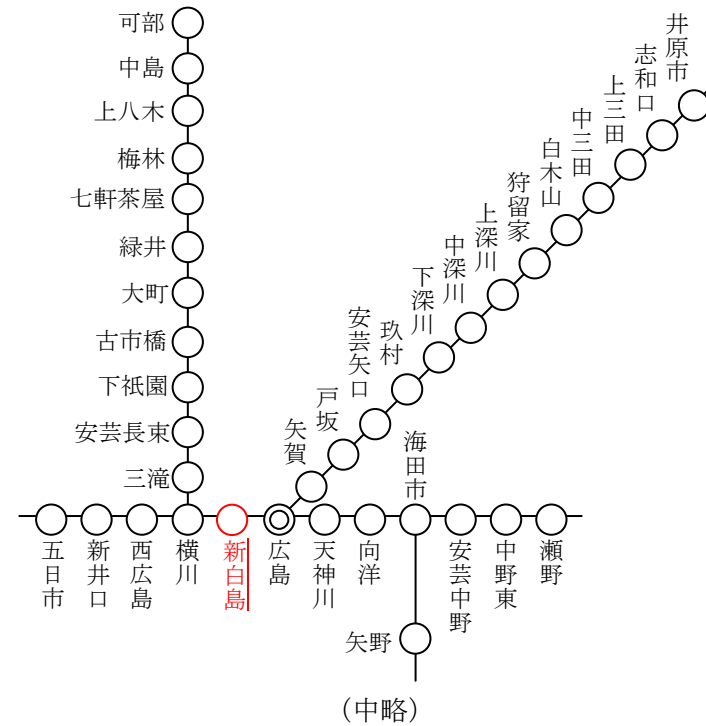
改正

駅、今宿駅、九大学研都市駅及び周船寺駅を除く。)、仙台市内又は札幌市内（以下これらを「特定都区市内」という。）にある駅と、当該各号に掲げる当該特定都区市内の◎印の駅（以下「中心駅」という。）から片道の営業キロが200キロメートルを超える区間内にある駅との相互間の片道普通旅客運賃は、当該中心駅を起点又は終点とした営業キロ又は運賃計算キロによって計算する。ただし、特定都区市内にある駅を発駅とする場合で、普通旅客運賃の計算経路が、その特定都区市内の外を経て、再び同じ特定都区市内を通過するとき、又は特定都区市内にある駅を着駅とする場合で、発駅からの普通旅客運賃の計算経路が、その特定都区市内を通過して、その特定都区市内の外を経るときを除く。

(1) 東京都区内

(中略)

(7) 広島市内



現行

第 7 節 急行料金
(大人急行料金)

第 125 条 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 特別急行料金

イ 新幹線

(中略)

ロ 新幹線以外の線区

(イ) (㍑)、(ハ)、(ニ) 及び (ホ) 以外の特別急行料金

(中略)

(ハ) 第 57 条の 3 第 2 項の規定により発売する場合で、当該区間が東日本旅客鉄道会社線（ただし、別に定める場合を除く。）並びに海峡線、江差線及び函館本線中五稜郭・函館間内相互発着となる場合の特別急行料金

a 指定席特急料金

(中略)

b 立席特急料金及び自由席特急料金

a の表に定める料金から 520 円を低減した額とする。

改正

第 7 節 急行料金
(大人急行料金)

第 125 条 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 特別急行料金

イ 新幹線

(中略)

ロ 新幹線以外の線区

(イ) (㍑)、(ハ)、(ニ) 及び (ホ) 以外の特別急行料金

(中略)

(ハ) 第 57 条の 3 第 2 項の規定により発売する場合で、当該区間が東日本旅客鉄道会社線（ただし、別に定める場合を除く。）並びに海峡線、江差線及び函館本線中五稜郭・函館間内相互発着となる場合の特別急行料金

a b 以外の特別急行料金

(a) 指定席特急料金

(中略)

(b) 立席特急料金及び自由席特急料金

(a) の表に定める料金から 520 円を低減した額とする。

b 別表第 1 号の 2 第 1 項に定める列車群に含まれる特別急行列車に対して適用する特別急行料金

(a) 旅客が列車に乗車する前に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 3 項の規定により発売するものにあつては同表に定める料金から 520 円を低減した額とする。

営業キロ 地 帯	<u>50 キロ メートルまで</u>	<u>100 キロ メートルまで</u>	<u>150 キロ メートルまで</u>	<u>200 キロ メートルまで</u>	<u>300 キロ メートルまで</u>
料金	<u>円 750</u>	<u>円 1,000</u>	<u>円 1,550</u>	<u>円 2,200</u>	<u>円 2,500</u>

(b) 旅客が列車に乗車した後に車内で発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 3 項の規定により発売するものにあつては (a) の表に定める料金から

現行						改正					
						520 円を低減した額とする。					
						営業キロ 地 帯	50 キロ メートルまで	100 キロ メートルまで	150 キロ メートルまで	200 キロ メートルまで	300 キロ メートルまで
						料 金	円 1, 010	円 1, 260	円 1, 810	円 2, 460	円 2, 760
(中略)						(中略)					
(2) 普通急行料金						(2) 普通急行料金					
営業キロ 地 帯	50 キロ メートルまで	100 キロ メートルまで	150 キロ メートルまで	200 キロ メートルまで	201 キロ メートル以上	営業キロ 地 帯	50 キロ メートルまで	100 キロ メートルまで	150 キロ メートルまで	200 キロ メートルまで	201 キロ メートル以上
料 金	円 550	円 750	円 980	円 1, 080	円 1, 300	料 金	円 550	円 750	円 980	円 1, 080	円 1, 300
(中略)						(中略)					
(特殊発売する急行券に対する急行料金)						(特殊発売する急行券に対する急行料金)					
第 126 条の 3 第 57 条の 5 第 1 項後段の規定により発売する遅延特約の急行券に対する割引率は、5 割とする。						第 126 条の 3 第 57 条の 5 第 1 項後段の規定により発売する遅延特約の急行券に対する割引率は、5 割とする。					
2 第 57 条の 5 第 2 項の規定により発売する編成変更特約の特別急行券に対する大人特別急行料金は、第 125 条第 1 号ロの(イ)の b 及び c、同号ロの(ロ)の b 及び c、同号ロの(ハ)の b 並びに同号ロの(ニ)の b 及び c に規定する大人特別急行料金について 5 割を低減したものとする。						2 第 57 条の 5 第 2 項の規定により発売する編成変更特約の特別急行券に対する大人特別急行料金は、第 125 条第 1 項第 1 号ロの(イ)の b 及び c、同号ロの(ロ)の b 及び c、同号ロの(ハ)の b 並びに同号ロの(ニ)の b 及び c に規定する大人特別急行料金について 5 割を低減したものとする。					
3 第 57 条の 5 第 3 項の規定により発売する指定席特急券の特別急行料金は、旅客がのぞみ号等に乗車する全区間について指定席を使用するものとして計算した特別急行料金とする。						3 第 57 条の 5 第 3 項の規定により発売する指定席特急券の特別急行料金は、旅客がのぞみ号等に乗車する全区間について指定席を使用するものとして計算した特別急行料金とする。					
4 第 57 条の 5 第 4 項の規定により発売する指定席特急券の特別急行料金は、旅客がはやぶさ号等に乗車する全区間について指定席を使用するものとして計算した特別急行料金とする。						4 第 57 条の 5 第 4 項の規定により発売する指定席特急券の特別急行料金は、旅客がはやぶさ号等に乗車する全区間について指定席を使用するものとして計算した特別急行料金とする。					
5 第 57 条の 5 第 5 項の規定により発売する指定席特急券の特別急行料金は、旅客が当該乗車の指定席の使用を開始した駅から前途の新幹線の特別急行列車に乗車する全区間について指定席を使用するものとして計算し						5 第 57 条の 5 第 5 項の規定により発売する指定席特急券の特別急行料金は、旅客が当該乗車の指定席の使用を開始した駅から前途の新幹線の特別急行列車に乗車する全区間について指定席を使用するものとして計算し					

2 第 57 条第 1 項第 1 号イの(ニ)の規定により発売する未指定特急券の特別急行料金は、同条同項同号イの(イ)の規定により発売する指定席特急券の特別急行料金と同額とする。

現行	改正																																								
た特別急行料金とする。	た特別急行料金とする。																																								
(中略)	(中略)																																								
第 8 節 特別車両料金 (特別車両料金)	第 8 節 特別車両料金 (特別車両料金)																																								
第 130 条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。	第 130 条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。																																								
(1) 特別車両料金 (A)	(1) 特別車両料金 (A)																																								
イ ロ以外の特別車両料金 (A)	イ ロ以外の特別車両料金 (A)																																								
(イ) (ロ)、(ハ)及び(ニ)以外の特別車両料金 (A)	(イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)及び(ホ)以外の特別車両料金 (A)																																								
<table><tr><td>営業キロ 地帯</td><td>100 キロ メートルまで</td><td>200 キロ メートルまで</td><td>400 キロ メートルまで</td><td>600 キロ メートルまで</td></tr><tr><td>料 金</td><td>円 1, 280</td><td>円 2, 750</td><td>円 4, 110</td><td>円 5, 300</td></tr><tr><td>営業キロ 地帯</td><td>800 キロ メートルまで</td><td>801 キロ メートル以上</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>料 金</td><td>円 6, 480</td><td>円 7, 650</td><td colspan="2"></td></tr></table>	営業キロ 地帯	100 キロ メートルまで	200 キロ メートルまで	400 キロ メートルまで	600 キロ メートルまで	料 金	円 1, 280	円 2, 750	円 4, 110	円 5, 300	営業キロ 地帯	800 キロ メートルまで	801 キロ メートル以上			料 金	円 6, 480	円 7, 650			<table><tr><td>営業キロ 地帯</td><td>100 キロ メートルまで</td><td>200 キロ メートルまで</td><td>400 キロ メートルまで</td><td>600 キロ メートルまで</td></tr><tr><td>料 金</td><td>円 1, 280</td><td>円 2, 750</td><td>円 4, 110</td><td>円 5, 300</td></tr><tr><td>営業キロ 地帯</td><td>800 キロ メートルまで</td><td>801 キロ メートル以上</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>料 金</td><td>円 6, 480</td><td>円 7, 650</td><td colspan="2"></td></tr></table>	営業キロ 地帯	100 キロ メートルまで	200 キロ メートルまで	400 キロ メートルまで	600 キロ メートルまで	料 金	円 1, 280	円 2, 750	円 4, 110	円 5, 300	営業キロ 地帯	800 キロ メートルまで	801 キロ メートル以上			料 金	円 6, 480	円 7, 650		
営業キロ 地帯	100 キロ メートルまで	200 キロ メートルまで	400 キロ メートルまで	600 キロ メートルまで																																					
料 金	円 1, 280	円 2, 750	円 4, 110	円 5, 300																																					
営業キロ 地帯	800 キロ メートルまで	801 キロ メートル以上																																							
料 金	円 6, 480	円 7, 650																																							
営業キロ 地帯	100 キロ メートルまで	200 キロ メートルまで	400 キロ メートルまで	600 キロ メートルまで																																					
料 金	円 1, 280	円 2, 750	円 4, 110	円 5, 300																																					
営業キロ 地帯	800 キロ メートルまで	801 キロ メートル以上																																							
料 金	円 6, 480	円 7, 650																																							
(ロ) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金 (A)	(ロ) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合及び上越妙高・金沢間の新幹線停車駅相互発着となる場合の特別車両料金 (A)																																								
a b、c 及び d 以外の特別車両料金 (A)	a b、c 及び d 以外の特別車両料金 (A)																																								
<table><tr><td>営業キロ 地帯</td><td>100 キロ メートルまで</td><td>200 キロ メートルまで</td><td>300 キロ メートルまで</td><td>400 キロ メートルまで</td></tr><tr><td>料 金</td><td>円 1, 030</td><td>円 2, 060</td><td>円 3, 090</td><td>円 4, 110</td></tr><tr><td>営業キロ 地帯</td><td>500 キロ メートルまで</td><td>600 キロ メートルまで</td><td>700 キロ メートルまで</td><td>701 キロ メートル以上</td></tr><tr><td>料 金</td><td>円 4, 110</td><td>円 4, 110</td><td>円 4, 110</td><td>円 5, 140</td></tr></table>	営業キロ 地帯	100 キロ メートルまで	200 キロ メートルまで	300 キロ メートルまで	400 キロ メートルまで	料 金	円 1, 030	円 2, 060	円 3, 090	円 4, 110	営業キロ 地帯	500 キロ メートルまで	600 キロ メートルまで	700 キロ メートルまで	701 キロ メートル以上	料 金	円 4, 110	円 4, 110	円 4, 110	円 5, 140	<table><tr><td>営業キロ 地帯</td><td>100 キロ メートルまで</td><td>200 キロ メートルまで</td><td>300 キロ メートルまで</td><td>400 キロ メートルまで</td></tr><tr><td>料 金</td><td>円 1, 030</td><td>円 2, 060</td><td>円 3, 090</td><td>円 4, 110</td></tr><tr><td>営業キロ 地帯</td><td>500 キロ メートルまで</td><td>600 キロ メートルまで</td><td>700 キロ メートルまで</td><td>701 キロ メートル以上</td></tr><tr><td>料 金</td><td>円 4, 110</td><td>円 4, 110</td><td>円 4, 110</td><td>円 5, 140</td></tr></table>	営業キロ 地帯	100 キロ メートルまで	200 キロ メートルまで	300 キロ メートルまで	400 キロ メートルまで	料 金	円 1, 030	円 2, 060	円 3, 090	円 4, 110	営業キロ 地帯	500 キロ メートルまで	600 キロ メートルまで	700 キロ メートルまで	701 キロ メートル以上	料 金	円 4, 110	円 4, 110	円 4, 110	円 5, 140
営業キロ 地帯	100 キロ メートルまで	200 キロ メートルまで	300 キロ メートルまで	400 キロ メートルまで																																					
料 金	円 1, 030	円 2, 060	円 3, 090	円 4, 110																																					
営業キロ 地帯	500 キロ メートルまで	600 キロ メートルまで	700 キロ メートルまで	701 キロ メートル以上																																					
料 金	円 4, 110	円 4, 110	円 4, 110	円 5, 140																																					
営業キロ 地帯	100 キロ メートルまで	200 キロ メートルまで	300 キロ メートルまで	400 キロ メートルまで																																					
料 金	円 1, 030	円 2, 060	円 3, 090	円 4, 110																																					
営業キロ 地帯	500 キロ メートルまで	600 キロ メートルまで	700 キロ メートルまで	701 キロ メートル以上																																					
料 金	円 4, 110	円 4, 110	円 4, 110	円 5, 140																																					
(中略)	(中略)																																								
d 別に定める特別急行列車の特別車両に対して適用する特別車両料金 (A)	d 別に定める特別急行列車の特別車両に対して適用する特別車両料金 (A)																																								
<table><tr><td>営業キロ</td><td>200 キロ</td><td>400 キロ</td><td>600 キロ</td><td>800 キロ</td><td>801 キロ</td></tr></table>	営業キロ	200 キロ	400 キロ	600 キロ	800 キロ	801 キロ	<table><tr><td>営業キロ</td><td>200 キロ</td><td>400 キロ</td><td>600 キロ</td><td>800 キロ</td><td>801 キロ</td></tr></table>	営業キロ	200 キロ	400 キロ	600 キロ	800 キロ	801 キロ																												
営業キロ	200 キロ	400 キロ	600 キロ	800 キロ	801 キロ																																				
営業キロ	200 キロ	400 キロ	600 キロ	800 キロ	801 キロ																																				

現行

地帯	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートル以上
料金	円 2,750	円 4,110	円 5,300	円 6,480	円 7,650

(ハ)

九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金

改正

地帯	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートル以上
料金	円 2,750	円 4,110	円 5,300	円 6,480	円 7,650

(ハ)

東京・飯山間の新幹線停車駅と糸魚川・金沢間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合の特別車両料金(A)

a

b 以外の特別車両料金(A)

東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・金沢間の乗車区間のそれぞれの区間に対する次表に定める額を合計した額とする。

営業キロ	100 キロ	200 キロ	300 キロ
地帯	メートルまで	メートルまで	メートルまで
料 金	円 1,030	円 2,060	円 3,090

b

グランクラスに対して適用する特別車両料金(A)

(a)

(b) 以外のグランクラスに対して適用する特別車両料金(A)

東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・金沢間の乗車区間のそれぞれの区間に対する次表に定める額を合計した額とする。

営業キロ	100 キロ	200 キロ	300 キロ
地帯	メートルまで	メートルまで	メートルまで
料 金	円 5,140	円 6,170	円 7,200

(b)

なすの号等のグランクラスに対して適用する特別車両料金(A)

東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・金沢間の乗車区間のそれぞれの区間に対する次表に定める額を合計した額とする。

営業キロ	100 キロ	200 キロ	300 キロ
地帯	メートルまで	メートルまで	メートルまで
料 金	円 3,090	円 4,120	円 5,150

(ニ)

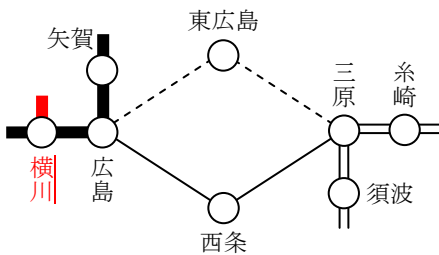
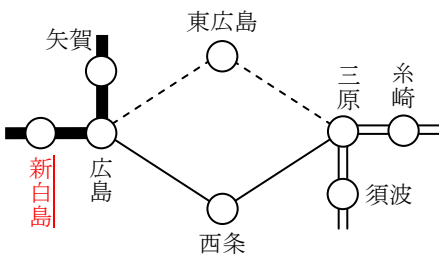
九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金

現行	改正
(中略) <u>(二)</u> 東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合の特別車両料金(A) 東京・博多間の乗車区間に対して(イ)の規定により計算した額と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対して<u>(ハ)</u>のbの規定により計算した額とを合計した額とする。 (中略) 2 第58条第3項の規定により発売する特別車両券(A)に適用する特別車両料金(A)は、次の各号に定めるとおりとする。この場合、グランクラスを使用する区間が複数となるときであって、最初<u>に</u>グランクラス<u>を</u>使用<u>する</u>区間から最後<u>に</u>グランクラス<u>を</u>使用<u>する</u>区間までの間を通じた区間をグランクラス(<u>第4号</u>に規定する場合にあっては、なすの号等以外のグランクラス)の使用区間とみなして計算した額が、グランクラス<u>の</u>使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別車両料金(A)とする。 <u>(1)</u> なすの号等以外のグランクラスとなすの号等のグランクラスとを乗り継いで乗車する場合に適用する特別車両料金(A) 全区間に対する前項第1号イの(ロ)のbの(a)に定める額とする。 <u>(2)</u> なすの号等以外のグランクラスとグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合に適用する特別車両料金(A) 全区間に対する前項第1号イの(ロ)のaに定める額と、グランクラスを使用する区間に対する前項第1号イの(ロ)のbの(a)に定める額から同区間に対する前項第1号イの(ロ)のaに定める額を差し引いた額とを合計した額とする。 <u>(3)</u> なすの号等のグランクラスとグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合に適用する特別車両料金(A) 全区間に対する前項第1号イの(ロ)のaに定める額と、グランクラスを使用する区間に対する前項第1号イの(ロ)のbの(b)に定める額から同区間に対する前項第1号イの(ロ)のaに定める額を差し引いた額とを合計した額とする。	(中略) <u>(ホ)</u> 東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合の特別車両料金(A) 東京・博多間の乗車区間に対して(イ)の規定により計算した額と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対して<u>(ニ)</u>のbの規定により計算した額とを合計した額とする。 (中略) 2 第58条第3項の規定により発売する特別車両券(A)に適用する特別車両料金(A)は、次の各号に定めるとおりとする。この場合、グランクラスを使用する区間が複数となるときであって、最初<u>の</u>グランクラス使用区間から最後の<u>の</u>グランクラス使用区間までの間を通じた区間をグランクラス(<u>第1号ニ又は第2号ニ</u>に規定する場合にあっては、なすの号等以外のグランクラス)の使用区間とみなして計算した額が、グランクラス使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別車両料金(A)とする。 <u>(1) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合及び上越妙高・金沢間の新幹線停車駅相互発着となる場合</u> <u>イ</u> なすの号等以外のグランクラスとなすの号等のグランクラスとを乗り継いで乗車する場合に適用する特別車両料金(A) 全区間に対する前項第1号イの(ロ)のbの(a)に定める額とする。 <u>ロ</u> なすの号等以外のグランクラスとグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合に適用する特別車両料金(A) 全区間に対する前項第1号イの(ロ)のaに定める額と、グランクラスを使用する区間に対する前項第1号イの(ロ)のbの(a)に定める額から同区間に対する前項第1号イの(ロ)のaに定める額を差し引いた額とを合計した額とする。 <u>ハ</u> なすの号等のグランクラスとグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合に適用する特別車両料金(A) 全区間に対する前項第1号イの(ロ)のaに定める額と、グランクラスを使用する区間に対する前項第1号イの(ロ)のbの(b)に定める額から同区間に対する前項第1号イの(ロ)のaに定める額を差し引いた額とを合計した額とする。

現行	改正
<u>(4)</u> なすの号等以外のグランクラス及びなすの号等のグランクラスとグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合に適用する特別車両料金(A) <u>第2号</u>の規定により計算した額とする。	<u>三</u> なすの号等以外のグランクラス及びなすの号等のグランクラスとグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合に適用する特別車両料金(A) <u>前ロ</u>の規定により計算した額とする。 <u>(2) 東京・飯山間の新幹線停車駅と糸魚川・金沢間の新幹線停車駅との相互発着となる場合</u> <u>東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・金沢間の乗車区間のそれぞれの区間に対する、前項第1号イの(ハ)のa、同(ハ)のbの(a)若しくは(b)の表に定める額又は次に定める額を合計した額とする。</u> <u>イ</u> なすの号等以外のグランクラスとなすの号等のグランクラスとを乗り継いで乗車する場合 <u>前項第1号イの(ハ)のbの(a)の表に定める額</u> <u>ロ</u> なすの号等以外のグランクラスとグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合 <u>前項第1号イの(ハ)のaの表に定める額と、グランクラス使用区間に対する前項第1号イの(ハ)のbの(a)の表に定める額から同区間に対する前項第1号イの(ハ)のaの表に定める額を差し引いた額とを合計した額</u> <u>ハ</u> なすの号等のグランクラスとグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合 <u>前項第1号イの(ハ)のaの表に定める額と、グランクラス使用区間に対する前項第1号イの(ハ)のbの(b)の表に定める額から同区間に対する前項第1号イの(ハ)のaの表に定める額を差し引いた額とを合計した額</u> <u>ニ</u> なすの号等以外のグランクラス及びなすの号等のグランクラスとグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合 <u>前ロの規定により計算した額</u> <u>ホ</u> <u>イ、ロ、ハ及びニの規定にかかわらず、東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・金沢間の乗車区間のいずれか一方に対して前項第1号イの(ハ)のaの表に定める額を適用する場合の他方の乗車区間に対する額</u> <u>前号の規定を適用して計算した額</u>

現行	改正
(中略)	(中略)
(途中下車) 第 156 条 旅客は、旅行開始後、その所持する乗車券によって、その券面に表示された発着区間内の着駅（旅客運賃が同額のため 2 駅以上を共通の着駅とした乗車券については、最終着駅）以外の駅に下車して出場した後、再び列車に乗り継いで旅行することができる。ただし、次の各号に定める駅を除く。 (1) 全区間の営業キロが片道 100 キロメートルまでの区間に対する普通乗車券を使用する場合は、その区間内の駅。ただし、列車の接続駅で、接続関係等の理由により、旅客が下車を希望する場合で、旅客鉄道会社が指定した駅に下車するときを除く。 (2) 次に掲げる区間（以下「大都市近郊区間」という。）内の駅相互発着の普通乗車券を使用する場合は、その区間内の駅 イ 東京附近にあっては、東海道本線中東京・熱海間（第 16 条の 2 の規定にかかわらず、東海道本線（新幹線）東京・熱海間を除く。）及び品川・新川崎・鶴見間、山手線、赤羽線、南武線、鶴見線、武蔵野線、横浜線、根岸線、横須賀線、相模線、伊東線、中央本線中東京・塩尻間及び岡谷・辰野・塩尻間、青梅線、五日市線、八高線、小海線中小淵沢・野辺山間、篠ノ井線中塩尻・松本間、東北本線中東京・黒磯間（第 16 条の 2 の規定にかかわらず、東北本線（新幹線）東京・那須塩原間を除く。）、日暮里・尾久・赤羽間及び赤羽・武蔵浦和・大宮間、常磐線中日暮里・いわき間、川越線、高崎線（第 16 条の 2 の規定にかかわらず、高崎線（新幹線）大宮・高崎間を除く。）、上越線中高崎・水上間、吾妻線、両毛線、水戸線、日光線、烏山線、水郡線中水戸・常陸大子間及び上菅谷・常陸太田間、信越本線中高崎・横川間、総武本線、京葉線、外房線、内房線、成田線、鹿島線、久留里線及び東金線（以下これらの区間を「東京近郊区間」という。） (中略) ホ 仙台附近にあっては、東北本線中矢吹・平泉間（第 16 条の 2 の規定にかかわらず、東北本線（新幹線）郡山・一ノ関間を除く。）<u>及び</u>岩切・利府間、常磐線中原ノ町・岩沼間、仙山線、仙石線、石巻線、磐越東線中船引・郡山間、磐越西線中郡山・喜多方間、奥羽本線中福島・新庄間（奥羽本線福島・新庄間に運転する特別急行列車に乗車す	(途中下車) 第 156 条 旅客は、旅行開始後、その所持する乗車券によって、その券面に表示された発着区間内の着駅（旅客運賃が同額のため 2 駅以上を共通の着駅とした乗車券については、最終着駅）以外の駅に下車して出場した後、再び列車に乗り継いで旅行することができる。ただし、次の各号に定める駅を除く。 (1) 全区間の営業キロが片道 100 キロメートルまでの区間に対する普通乗車券を使用する場合は、その区間内の駅。ただし、列車の接続駅で、接続関係等の理由により、旅客が下車を希望する場合で、旅客鉄道会社が指定した駅に下車するときを除く。 (2) 次に掲げる区間（以下「大都市近郊区間」という。）内の駅相互発着の普通乗車券を使用する場合は、その区間内の駅 イ 東京附近にあっては、東海道本線中東京・熱海間（第 16 条の 2 の規定にかかわらず、東海道本線（新幹線）東京・熱海間を除く。）及び品川・新川崎・鶴見間、山手線、赤羽線、南武線、鶴見線、武蔵野線、横浜線、根岸線、横須賀線、相模線、伊東線、中央本線中東京・塩尻間及び岡谷・辰野・塩尻間、青梅線、五日市線、八高線、小海線中小淵沢・野辺山間、篠ノ井線中塩尻・松本間、東北本線中東京・黒磯間（第 16 条の 2 の規定にかかわらず、東北本線（新幹線）東京・那須塩原間を除く。）、日暮里・尾久・赤羽間及び赤羽・武蔵浦和・大宮間、常磐線中日暮里・いわき間、川越線、高崎線（第 16 条の 2 の規定にかかわらず、高崎線（新幹線）大宮・高崎間を除く。）、上越線中高崎・水上間、吾妻線、両毛線、水戸線、日光線、烏山線、水郡線中水戸・常陸大子間及び上菅谷・常陸太田間、信越本線中高崎・横川間、総武本線、京葉線、外房線、内房線、成田線、鹿島線、久留里線及び東金線（以下これらの区間を「東京近郊区間」という。） (中略) ホ 仙台附近にあっては、東北本線中矢吹・平泉間（第 16 条の 2 の規定にかかわらず、東北本線（新幹線）郡山・一ノ関間を除く。）<u>岩切・利府間及び松島・高城町間</u>、常磐線中原ノ町・岩沼間、仙山線、仙石線、石巻線、磐越東線中船引・郡山間、磐越西線中郡山・喜多方間、奥羽本線中福島・新庄間（奥羽本線福島・新庄間に運転する特別急行

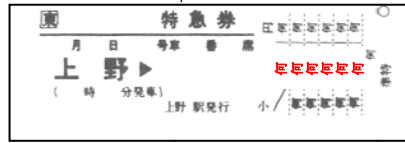
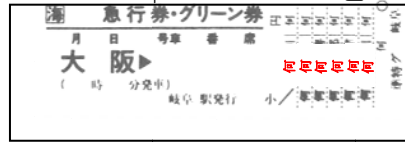
現行	改正
る場合を除く。)、左沢線及び陸羽東線（以下これらの区間を「仙台近郊区間」という。)	列車に乗車する場合を除く。)、左沢線及び陸羽東線（以下これらの区間を「仙台近郊区間」という。)
(中略)	(中略)
(選択乗車)	(選択乗車)
第 157 条 旅客は、次の各号に掲げる各駅相互間（略図中の====線区間以遠の駅と——線区間以遠の駅若しくは◎印駅相互間）を、普通乗車券又は普通回数乗車券（いずれも併用となるものを含む。）によって旅行する場合は、その所持する乗車券の券面に表示された経路にかかわらず、各号の末尾に記載した同一かつこ内の区間又は経路のいずれか一方を選択して乗車することができる。ただし、2 枚以上の普通乗車券又は普通回数乗車券を併用して使用する場合は、他方の経路の乗車中においては途中下車をすることができない。	第 157 条 旅客は、次の各号に掲げる各駅相互間（略図中の====線区間以遠の駅と——線区間以遠の駅若しくは◎印駅相互間）を、普通乗車券又は普通回数乗車券（いずれも併用となるものを含む。）によって旅行する場合は、その所持する乗車券の券面に表示された経路にかかわらず、各号の末尾に記載した同一かつこ内の区間又は経路のいずれか一方を選択して乗車することができる。ただし、2 枚以上の普通乗車券又は普通回数乗車券を併用して使用する場合は、他方の経路の乗車中においては途中下車をすることができない。
(1) あおば通又は仙台以遠（東照宮、長町又は榴ケ岡方面）の各駅と一ノ関以遠（山ノ目又は真滝方面）の各駅との相互間（仙台・小牛田間、仙台・古川間）（一ノ関・小牛田間、一ノ関・古川間）	(1) あおば通又は仙台以遠（東照宮、長町又は榴ケ岡方面）の各駅と一ノ関以遠（山ノ目又は真滝方面）の各駅との相互間（仙台・小牛田間、仙台・古川間）（一ノ関・小牛田間、一ノ関・古川間）
(中略)	(中略)
(39) 広島以遠（<u>横川</u>又は矢賀方面）の各駅と、東広島又は西条以遠（西高屋方面）の各駅との相互間（広島・西条間、広島・東広島間）	(39) 広島以遠（<u>新白島</u>又は矢賀方面）の各駅と、東広島又は西条以遠（西高屋方面）の各駅との相互間（広島・西条間、広島・東広島間）

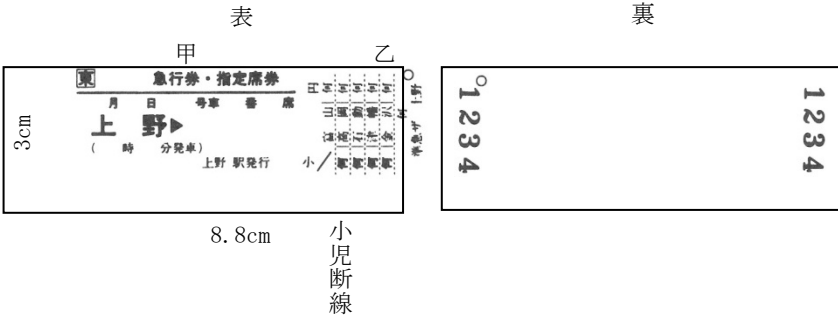
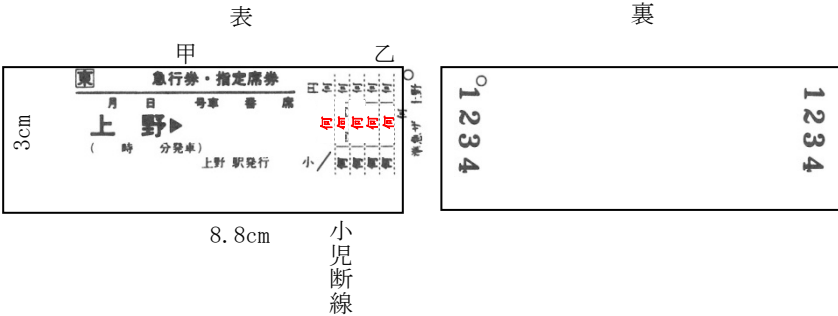
現行	改正
(40) 三原以遠（糸崎又は須波方面）の各駅と、広島以遠（<u>横川</u>又は矢賀方面）の各駅との相互間（三原・西条間、三原・東広島間）（広島・西条間、広島・東広島間）  (中略)	(40) 三原以遠（糸崎又は須波方面）の各駅と、広島以遠（<u>新白島</u>又は矢賀方面）の各駅との相互間（三原・西条間、三原・東広島間）（広島・西条間、広島・東広島間）  (中略)
第3節 急行券の効力 (急行券の効力) 第172条 指定急行券を所持する旅客は、その券面に指定された急行列車に限って、券面に区間又は営業キロ地帯が表示されているときは、当該区間又は当該営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで乗車することができる。 (中略) 7 第57条第9項の規定により発売した急行券で、急行列車と普通列車の指定席を連続して乗車する場合は、第13条第2項第5号の規定にかかわらず、当該普通列車の指定席にそのまま乗車することができる。	第3節 急行券の効力 (急行券の効力) 第172条 指定急行券を所持する旅客は、その券面に指定された急行列車（<u>未指定特急券にあっては、券面に指定された列車群に含まれる1個の特別急行列車</u>）に限って、券面に区間又は営業キロ地帯が表示されているときは、当該区間又は当該営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで乗車することができる。 (中略) 7 第57条第9項の規定により発売した急行券で、急行列車と普通列車の指定席を連続して乗車する場合は、第13条第2項第5号の規定にかかわらず、当該普通列車の指定席にそのまま乗車することができる。 <u>8 次の各号に掲げる各駅相互間内にある駅発又は着となる急行券（いずれも併用となるものを含む。）を所持する旅客は、次の各号の末尾に記載した経路をう回して乗車することができる。</u> <u>(1) 赤羽駅と品川以遠（大井町又は西大井方面）の各駅との相互間（池袋、大崎経由）</u> <u>(2) 品川駅と赤羽以遠（川口又は北赤羽方面）の各駅との相互間（大崎、池袋経由）</u> <u>(未指定特急券の効力)</u> <u>第172条の2 未指定特急券を所持する旅客は、前条第1項の規定によるほか、乗車した列車に空席がある場合は座席を使用することができる。ただし、当該座席に有効な指定席特急券を所持する他の旅客が乗車した場合又は満席の場合は、立席の利用となる。</u>

現行	改正
(指定席特急券の指定駅から乗車しない場合の取扱い) 第 173 条 指定席特急券は、これを所持する旅客が、その指定の乗車駅で乗車しない場合は、他の旅客にその座席又は旅客車を指定して急行券の発売をすることがある。この場合、指定駅で乗車しなかった旅客は、当該急行券に指定された座席を請求し、又は旅客車に乗車することができない。 (急行券が無効となる場合) 第 174 条 急行券は、次の各号の 1 に該当する場合は、無効として回収する。 (1) 使用資格者を限定して発売した割引の急行券を当該使用資格者以外の者が使用したとき (中略) (9) 指定急行券を指定以外の急行列車に使用したとき (中略) 第 4 節 特別車両券の効力 (特別車両券の効力) 第 175 条 指定特別車両券を所持する旅客は、その券面に指定された列車、旅客車又は座席に限り、乗車することができる。 (中略) 3 第 58 条第 5 項の規定により急行列車と普通列車とにまたがって発売された特別車両券(A)を所持する旅客は、第 13 条第 2 項の規定にかかわらず、当該普通列車の特別車両にそのまま乗車することができる。 (中略) (乗車券類の駅名等の表示方) 第 187 条 乗車券類の駅名及び旅客運賃・料金の表示方は、次のとおりとする。 (1) 乗車券の発駅名及び着駅名は、旅客運賃の計算方に従って表示する。ただし、団体乗車券及び貸切乗車券の乗車区間については、乗車する列	(指定席特急券の指定駅から乗車しない場合の取扱い) 第 173 条 指定席特急券 <u>(未指定特急券を除く。)</u> は、これを所持する旅客が、その指定の乗車駅で乗車しない場合は、他の旅客にその座席又は旅客車を指定して急行券の発売をすることがある。この場合、指定駅で乗車しなかった旅客は、当該急行券に指定された座席を請求し、又は旅客車に乗車することができない。 (急行券が無効となる場合) 第 174 条 急行券は、次の各号の 1 に該当する場合は、無効として回収する。 (1) 使用資格者を限定して発売した割引の急行券を当該使用資格者以外の者が使用したとき (中略) (9) 指定急行券を指定以外の急行列車 <u>(未指定特急券にあっては、その券面に指定された列車群に含まれない特別急行列車)</u> に使用したとき (中略) 第 4 節 特別車両券の効力 (特別車両券の効力) 第 175 条 指定特別車両券を所持する旅客は、その券面に指定された列車、旅客車又は座席に限り、乗車することができる。 (中略) 3 第 58 条第 5 項の規定により急行列車と普通列車とにまたがって発売された特別車両券(A)を所持する旅客は、第 13 条第 2 項の規定にかかわらず、当該普通列車の特別車両にそのまま乗車することができる。 <u>4 第 172 条第 8 項の規定は、特別車両券を所持する旅客がう回して乗車する場合に準用する。</u> (中略) (乗車券類の駅名等の表示方) 第 187 条 乗車券類の駅名及び旅客運賃・料金の表示方は、次のとおりとする。 (1) 乗車券の発駅名及び着駅名は、旅客運賃の計算方に従って表示する。ただし、団体乗車券及び貸切乗車券の乗車区間については、乗車する列

現行	改正
車の発駅名及び着駅名を表示する。 (中略) (5) 一般式常備片道乗車券、常備往復乗車券及び常備急行券（指定急行券を除く。）にあつては、旅客運賃又は急行料金が2駅以上の着駅又は下車駅に対して同額となる場合は、当該2駅以上を共通の着駅又は下車駅として表示することがある。この場合、着駅名（常備往復乗車券の復片にあつては発駅名）は、「弁天島・新居町ゆき」、「新居町・弁天島から」、「門司間ゆき」、「八幡間から」、「<u>長野</u>・<u>牟礼</u>・<u>上今井</u>間ゆき」又は「<u>牟礼</u>・<u>上今井</u>・<u>長野</u>間から」の例により、また、下車駅名は「名古屋」又は「京都間」の例により表示する。 (中略) (10) 第57条の3第2項の規定による場合の特別急行券の標記は、「B自由席特急券」の例により「B」を冠記して表示する。 (中略) 第3節 急行券の様式 (常備急行券の様式) 第211条 常備急行券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 指定席特急券大人小児用 (中略)	車の発駅名及び着駅名を表示する。 (中略) (5) 一般式常備片道乗車券、常備往復乗車券及び常備急行券（指定急行券を除く。）にあつては、旅客運賃又は急行料金が2駅以上の着駅又は下車駅に対して同額となる場合は、当該2駅以上を共通の着駅又は下車駅として表示することがある。この場合、着駅名（常備往復乗車券の復片にあつては発駅名）は、「弁天島・新居町ゆき」、「新居町・弁天島から」、「門司間ゆき」、「八幡間から」、「<u>高崎</u>・<u>本庄</u>・<u>丹荘</u>間ゆき」又は「<u>本庄</u>・<u>丹荘</u>・<u>高崎</u>間から」の例により、また、下車駅名は「名古屋」又は「京都間」の例により表示する。 (中略) (10) 第57条の3第2項の規定による場合の特別急行券の標記は、「B自由席特急券」の例により「B」を冠記して表示する。 <u>(11) 第57条第1項第1号イの(ニ)の規定による場合の指定席特急券の標記は、「特急券（座席未指定）」の例により表示する。</u> (中略) 第3節 急行券の様式 (常備急行券の様式) 第211条 常備急行券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 指定席特急券大人小児用 (中略)

現行	改正
(4) 特定特急券大人小児用 イ 一般用 表 甲 乙 3cm ● 特定特急券 ¥ 何 長岡▶新潟 ●自由席車にお乗りください。 発売当日 1回限り有効 長岡 新潟 1717 小児断線 裏 1234 1234 5.75cm 備考 (1) 必要に応じ、乗車駅名、下車駅名又は列車名を記入式とする。 (2) 必要に応じ、「自由席車にお乗りください。」を「<u>雷鳥</u>号又は<u>北越</u>号の自由席車に」の例により乗車する列車名を表示することがある。 (3) 「発売当日1回限り有効」を「1日間有効」及び「1回限り有効」と表示することがある。 (中略) (準常備急行券の様式) 第 212 条 準常備急行券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 指定席特急券大人小児用 イ 一般用 (イ) 着駅料金準常備 (中略)	(4) 特定特急券大人小児用 イ 一般用 表 甲 乙 3cm ● 特定特急券 ¥ 何 長岡▶新潟 ●自由席車にお乗りください。 発売当日 1回限り有効 長岡 新潟 1717 小児断線 裏 1234 1234 5.75cm 備考 (1) 必要に応じ、乗車駅名、下車駅名又は列車名を記入式とする。 (2) 必要に応じ、「自由席車にお乗りください。」を「<u>サンダーバード</u>号又は<u>しらさぎ</u>号の自由席車に」の例により乗車する列車名を表示することがある。 (3) 「発売当日1回限り有効」を「1日間有効」及び「1回限り有効」と表示することがある。 (中略) (準常備急行券の様式) 第 212 条 準常備急行券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 指定席特急券大人小児用 イ 一般用 (イ) 着駅料金準常備 (中略)

現行	改正
(㍀) 発駅名固定着駅準常備 表 裏 甲 乙  3cm 8.8cm 小児断線 (中略)	(㍀) 発駅名固定着駅準常備 表 裏 甲 乙  3cm 8.8cm 小児断線 (中略)
(準常備特別車両券の様式) 第 215 条 準常備特別車両券 (第 63 条の規定により発売する急行・特別車両券(A)を含む。)の様式は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 急行列車用 (大人小児用) イ 指定席一般用 (イ) 営業キロ別料金準常備 (中略) (㍀) 発駅名固定着駅準常備 表 裏 甲 乙  3cm 8.8cm 小児断線 (中略)	(準常備特別車両券の様式) 第 215 条 準常備特別車両券 (第 63 条の規定により発売する急行・特別車両券(A)を含む。)の様式は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 急行列車用 (大人小児用) イ 指定席一般用 (イ) 営業キロ別料金準常備 (中略) (㍀) 発駅名固定着駅準常備 表 裏 甲 乙  3cm 8.8cm 小児断線 (中略)

現行	改正
(準常備座席指定券の様式) 第 220 条 準常備座席指定券（第 63 条の規定により発売する急行・座席指定券を含む。）の様式は、次のとおりとする。 (1) 営業キロ別料金準常備（大人小児用） （中略） (2) 発駅名固定着駅常備（大人小児用）	(準常備座席指定券の様式) 第 220 条 準常備座席指定券（第63条の規定により発売する急行・座席指定券を含む。）の様式は、次のとおりとする。 (1) 営業キロ別料金準常備（大人小児用） （中略） (2) 発駅名固定着駅常備（大人小児用）
表 甲 乙  裏	表 甲 乙  裏
備考 第 211 条第 1 号イの (イ) の備考は、この座席指定券の場合に準用する。 (中略) (乗車券類変更) 第 248 条 普通乗車券、急行券、特別車両券、寝台券、コンパートメント券又は座席指定券を所持する旅客は、旅行開始前又は使用開始前に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1 回に限って、当該乗車券類から同種類の他の乗車券類に変更（この変更を「乗車券類変更」という。）することができる。ただし、次の各号に定める乗車券類の変更については、これを同種類のものとみなして取り扱うことができる。 (1) 普通乗車券相互間の変更	備考 第 211 条第 1 号イの (イ) の備考は、この座席指定券の場合に準用する。 (中略) (乗車券類変更) 第 248 条 普通乗車券、急行券、特別車両券、寝台券、コンパートメント券又は座席指定券を所持する旅客は、旅行開始前又は使用開始前に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1 回に限って、当該乗車券類から同種類の他の乗車券類に変更（この変更を「乗車券類変更」という。）することができる。ただし、次の各号に定める乗車券類の変更については、これを同種類のものとみなして取り扱うことができる。 (1) 普通乗車券相互間の変更

現行	改正
(2) 指定急行券以外の急行券相互間の変更 (3) 自由席特別車両券（急行・自由席特別車両券(A)を含む。以下この条において同じ。）相互間の変更 (4) 指定券（急行・指定席特別車両券(A)、急行・寝台券、急行・コンパートメント券及び急行・座席指定券を含む。以下この条において同じ。）相互間の変更 (5) 指定急行券以外の急行券又は自由席特別車両券から指定券への変更	(2) 指定急行券以外の急行券相互間の変更 (3) 自由席特別車両券（急行・自由席特別車両券(A)を含む。以下この条において同じ。）相互間の変更 (4) 指定券（急行・指定席特別車両券(A)、急行・寝台券、急行・コンパートメント券及び急行・座席指定券を含む。以下この条において同じ。）相互間の変更 (5) 指定急行券以外の急行券又は自由席特別車両券から指定券への変更
<u>2 前項</u>の規定により、指定券（新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に乗車する旅客に対して1枚で発売した特別急行券であって、全区間又は一部区間について乗車列車を指定しているものを含む。）を原乗車券類として乗車券類変更の取扱いをする場合は、第21条の2第1号及び第2号の規定による乗車券類の発売時間において発売のできる指定券への変更に限って取り扱い、また、当該指定券に表示された列車（2個以上の列車が表示されている場合は、先に乗車することが予定されていた列車）が乗車駅を出発する時刻までに変更の申出があったときに限って取り扱う。	<u>2 前項の規定にかかわらず、未指定特急券から未指定特急券以外の指定席特急券への乗車券類変更は、当該未指定特急券に指定された列車群に含まれる1個の特別急行列車を指定する場合であって、かつ、未指定特急券の有効区間と変更後の指定席特急券の乗車区間が同一である場合に限り、乗車券類変更の回数に含まない。ただし、未指定特急券以外の指定券から未指定特急券への変更を請求することができない。</u>
<u>3</u> 第244条及び<u>前項</u>の規定は、第1項第5号の規定により、指定急行券以外の急行券又は自由席特別車両券を原乗車券類として乗車券類変更の取扱いをする場合に準用する。	<u>3 第1項</u>の規定により、指定券（新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に乗車する旅客に対して1枚で発売した特別急行券であって、全区間又は一部区間について乗車列車を指定しているものを含む。）を原乗車券類として乗車券類変更の取扱いをする場合は、第21条の2第1号及び第2号の規定による乗車券類の発売時間において発売のできる指定券への変更に限って取り扱い、また、当該指定券に表示された列車（2個以上の列車が表示されている場合は、先に乗車することが予定されていた列車）が乗車駅を出発する時刻までに変更の申出があったときに限って取り扱う。
<u>4</u> 乗車券類変更の取扱いをする場合は、原乗車券類に対するすでに収受した旅客運賃及び料金と、変更する乗車券類に対する旅客運賃及び料金とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをする。	<u>4 前項の規定にかかわらず、未指定特急券を原乗車券類として乗車券類変更の取扱いをする場合は、その券面に表示された乗車日までに変更の申し出があった場合に取り扱う。</u>
<u>5</u> 前項の規定により旅客運賃及び料金の計算をする場合に、原乗車券類が割引のものであって、その割引が実際に乗車する区間に対して適用のあるものであるときは、実際の乗車する区間に対する旅客運賃及び料金を原乗	<u>5</u> 第244条及び<u>第3項</u>の規定は、第1項第5号の規定により、指定急行券以外の急行券又は自由席特別車両券を原乗車券類として乗車券類変更の取扱いをする場合に準用する。 <u>6</u> 乗車券類変更の取扱いをする場合は、原乗車券類に対するすでに収受した旅客運賃及び料金と、変更する乗車券類に対する旅客運賃及び料金とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをする。 <u>7</u> 前項の規定により旅客運賃及び料金の計算をする場合に、原乗車券類が割引のものであって、その割引が実際に乗車する区間に対して適用のあるものであるときは、実際の乗車する区間に対する旅客運賃及び料金を原乗

現行	改正
車券類に適用した割引率による割引の旅客運賃及び料金によって計算する。	車券類に適用した割引率による割引の旅客運賃及び料金によって計算する。
(中略)	(中略)
(指定券変更)	(指定券変更)
第 252 条 指定急行券、指定特別車両券、寝台券、コンパートメント券又は座席指定券を所持する旅客は、使用開始後に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1 回に限って、当該乗車券類について区間又は利用施設の変更（これらの変更を「指定券変更」という。）をすることができる。ただし、のぞみ号等及びはやぶさ号等の指定席、東京・京都間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間の指定席並びにグランクラスへの変更を除く。	第 252 条 指定急行券、指定特別車両券、寝台券、コンパートメント券又は座席指定券を所持する旅客は、使用開始後に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1 回に限って、当該乗車券類について区間又は利用施設の変更（これらの変更を「指定券変更」という。）をすることができる。ただし、のぞみ号等及びはやぶさ号等の指定席、東京・京都間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間の指定席並びにグランクラスへの変更を除く。
<u>2 前項</u>ただし書にかかわらず、のぞみ号等の指定席への変更の申出があった場合は、のぞみ号等の指定席の使用を開始した駅から前途ののぞみ号等に乗車する全区間について指定券変更を行った後、満席等により一部指定席を使用できなくなった場合であっても当該不使用区間に対する特別急行料金の払いもどしを請求しないことを旅客が承諾する場合に限って、指定券変更の取扱いをすることができる。	<u>2 前項の規定にかかわらず、未指定特急券以外の指定券を所持する旅客は、未指定特急券への変更を請求することができない。</u>
<u>3 第 1 項</u>ただし書にかかわらず、はやぶさ号等の指定席への変更の申出があった場合は、はやぶさ号等の指定席の使用を開始した駅から前途のはやぶさ号等に乗車する全区間について指定券変更を行った後、満席等により一部指定席を使用できなくなった場合であっても当該不使用区間に対する特別急行料金の払いもどしを請求しないことを旅客が承諾する場合に限って、指定券変更の取扱いをすることができる。	<u>3 第 1 項</u>ただし書にかかわらず、のぞみ号等の指定席への変更の申出があった場合は、のぞみ号等の指定席の使用を開始した駅から前途ののぞみ号等に乗車する全区間について指定券変更を行った後、満席等により一部指定席を使用できなくなった場合であっても当該不使用区間に対する特別急行料金の払いもどしを請求しないことを旅客が承諾する場合に限って、指定券変更の取扱いをすることができる。
<u>4 第 1 項</u>ただし書にかかわらず、東京・京都間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間の指定席への変更（ただし、変更後の指定席使用区間が東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間となる場合に限る。）の申出があった場合は、当該乗車の指定席の使用を開始した駅から前途の新幹線の特別急行列車に乗車する全区間について指定券変更を行った後、満席等により一部指定席を使用できなくなった場合であっても当該不使用区間に対する特別急	<u>4 第 1 項</u>ただし書にかかわらず、はやぶさ号等の指定席への変更の申出があった場合は、はやぶさ号等の指定席の使用を開始した駅から前途のはやぶさ号等に乗車する全区間について指定券変更を行った後、満席等により一部指定席を使用できなくなった場合であっても当該不使用区間に対する特別急行料金の払いもどしを請求しないことを旅客が承諾する場合に限って、指定券変更の取扱いをすることができる。
	<u>5 第 1 項</u>ただし書にかかわらず、東京・京都間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間の指定席への変更（ただし、変更後の指定席使用区間が東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間となる場合に限る。）の申出があった場合は、当該乗車の指定席の使用を開始した駅から前途の新幹線の特別急行列車に乗車する全区間について指定券変更を行った後、満席等により一部指定席を使用できなくなった場合であっても当該不使用区間に対する特別急

現行	改正
行料金の払いもどしを請求しないことを旅客が承諾する場合に限って、指定券変更の取扱いをすることがある。 <u>5</u> 第1項ただし書にかかわらず、グランクラスへの変更の申出があった場合は、グランクラスの使用を開始した駅から前途のグランクラスに乗車する全区間について指定券変更を行った後、満席等により一部グランクラスを使用できなくなった場合であっても当該不使用区間に対する特別車両料金(A)の払いもどしを請求しないことを旅客が承諾する場合に限って、指定券変更の取扱いをすることがある。 <u>6</u> 指定券変更は、列車が変更とならない場合に限って取り扱う。 <u>7</u> 指定券変更の取扱いをする場合は、原乗車券類に対するすでに収受した料金と、実際の乗車区間の営業キロ又は同区間に対する料金とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをしない。 <u>8</u> 指定急行券以外の急行券又は自由席特別車両券を所持する旅客は、使用開始後にあらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、当該急行券又は自由席特別車両券を指定券（急行・指定席特別車両券(A)、急行・寝台券、急行・コンパートメント券及び急行・座席指定券を含む。）に変更することができる。この場合は、前各項の規定を準用する。	行料金の払いもどしを請求しないことを旅客が承諾する場合に限って、指定券変更の取扱いをすることがある。 <u>6</u> 第1項ただし書にかかわらず、グランクラスへの変更の申出があった場合は、グランクラスの使用を開始した駅から前途のグランクラスに乗車する全区間について指定券変更を行った後、満席等により一部グランクラスを使用できなくなった場合であっても当該不使用区間に対する特別車両料金(A)の払いもどしを請求しないことを旅客が承諾する場合に限って、指定券変更の取扱いをすることがある。 <u>7</u> 指定券変更は、列車が変更とならない場合に限って取り扱う。 <u>8</u> 指定券変更の取扱いをする場合は、原乗車券類に対するすでに収受した料金と、実際の乗車区間の営業キロ又は同区間に対する料金（<u>未指定特急券にあっては、原未指定特急券に適用した指定席特急料金によって計算した実際の乗車区間に対する指定席特急料金</u>）とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをしない。 <u>9</u> 指定急行券以外の急行券又は自由席特別車両券を所持する旅客は、使用開始後にあらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、当該急行券又は自由席特別車両券を指定券（急行・指定席特別車両券(A)、急行・寝台券、急行・コンパートメント券及び急行・座席指定券を含む。）に変更することができる。この場合は、前各項の規定を準用する。
(中略)	(中略)
(乗車券類紛失の場合の取扱方) 第268条 旅客が、旅行開始後、乗車券類を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができないときは、既に乗車した区間については、第264条・第266条又は前条の規定による旅客運賃・料金及び増運賃・増料金を、前途の乗車区間については、普通旅客運賃・料金を収受し、また、係員がその事実を認定することができるときは、その全乗車区間に対する普通旅客運賃・料金を収受して、増運賃及び増料金は収受しない。 2 前項の場合、旅客は、旅行終了駅において、再収受証明書の交付を請求（指定券にあっては、同一列車の場合に限る。）することができる。ただし、定期乗車券又は普通回数乗車券を使用する旅客は、この限りでない。	(乗車券類紛失の場合の取扱方) 第268条 旅客が、旅行開始後、乗車券類を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができないときは、既に乗車した区間については、第264条・第266条又は前条の規定による旅客運賃・料金及び増運賃・増料金を、前途の乗車区間については、普通旅客運賃・料金を収受し、また、係員がその事実を認定することができるときは、その全乗車区間に対する普通旅客運賃・料金を収受して、増運賃及び増料金は収受しない。 2 前項の場合、旅客は、旅行終了駅において、再収受証明書の交付を請求（<u>未指定特急券以外の</u>指定券にあっては、同一列車の場合に限る。<u>また、未指定特急券にあっては、同一列車群の場合に限る。</u>）することができる。ただし、定期乗車券又は普通回数乗車券を使用する旅客は、この限りでない。

現行	改正
(中略) (旅行開始前の旅客運賃の払いもどし) 第 271 条 旅客は、旅行開始前に、普通乗車券が不要となった場合は、その乗車券の券片が入検前で、かつ、有効期間内（前売の乗車券については、有効期間の開始日前を含む。）であるときに限って、これを駅に差し出して既に支払った旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、乗車券 1 枚につき 220 円を支払うものとする。 (中略) 4 第 1 項の規定にかかわらず、第 64 条の規定によって証明をした普通乗車券については、同条の規定によって証明をした指定券を同時に提出し、かつ、指定された列車が乗車駅を出発する時刻までのものにあつては、これらの料金の払いもどしをともに請求しなければならない。 (中略) (指定券に対する料金の払いもどし) 第 273 条 旅客は、指定券(団体旅客又は貸切旅客に発売した指定券を除く。)が不要となった場合は、その指定を受けた列車（2 個以上の列車について指定を受けている場合は、先に乗車することが予定されていた列車）がその乗車駅を出発する時刻までにこれを駅に差し出したときに限って、次の各号に定める額（10 円未満のは数は切り捨てる。）を手数料として支払い、当該指定券に対する急行料金、特別車両料金、寝台料金、コンパートメント料金又は座席指定料金の払いもどしを請求することができる。この場合、変更前の指定券に表示された列車の出発する日の前日又は当日に乗車券類変更の取扱いをしたものにあつては、変更前の指定券について、変更の取扱いをした時刻を払いもどしの請求をした時刻とみなして手数料を支払うものとする。 (1) 立席特急券又は特定特急券（乗車日及び乗車列車を指定して発売したものに限る。以下この条において同じ。）以外の指定券（新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に乗車する旅客に対して 1 枚で発売した特別急行券であつて、全区間又は一部区間について乗	(中略) (旅行開始前の旅客運賃の払いもどし) 第 271 条 旅客は、旅行開始前に、普通乗車券が不要となった場合は、その乗車券の券片が入検前で、かつ、有効期間内（前売の乗車券については、有効期間の開始日前を含む。）であるときに限って、これを駅に差し出して既に支払った旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、乗車券 1 枚につき 220 円を支払うものとする。 (中略) 4 第 1 項の規定にかかわらず、第 64 条の規定によって証明をした普通乗車券については、同条の規定によって証明をした指定券を同時に提出し、かつ、指定された列車が乗車駅を出発する時刻まで <u>(未指定特急券にあっては、その券面に表示された乗車日まで)</u> のものにあつては、これらの料金の払いもどしをともに請求しなければならない。 (中略) (指定券に対する料金の払いもどし) 第 273 条 旅客は、指定券 <u>(未指定特急券及び</u>団体旅客又は貸切旅客に発売した指定券を除く。)<u>)</u> が不要となった場合は、その指定を受けた列車（2 個以上の列車について指定を受けている場合は、先に乗車することが予定されていた列車）がその乗車駅を出発する時刻までにこれを駅に差し出したときに限って、次の各号に定める額（10 円未満のは数は切り捨てる。）を手数料として支払い、当該指定券に対する急行料金、特別車両料金、寝台料金、コンパートメント料金又は座席指定料金の払いもどしを請求することができる。この場合、変更前の指定券に表示された列車の出発する日の前日又は当日に乗車券類変更の取扱いをしたものにあつては、変更前の指定券について、変更の取扱いをした時刻を払いもどしの請求をした時刻とみなして手数料を支払うものとする。 (1) 立席特急券又は特定特急券（乗車日及び乗車列車を指定して発売したものに限る。以下この条において同じ。）以外の指定券（新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に乗車する旅客に対して 1 枚で発売した特別急行券であつて、全区間又は一部区間について乗

現行	改正
車列車を指定しているものを含む。) イ 出発する日の2日前までに請求した場合は、330 円（第 57 条第 1 項第 1 号イの(イ)ただし書及び第 58 条第 1 項第 1 号イただし書の規定により設備定員と同一の人員に対して 1 葉で発売した指定券にあっては、1 葉につき 330 円)。 ロ 出発する時刻までに請求した場合は、すでに支払った当該料金の 3 割に相当する額（第 57 条第 1 項第 1 号イの(イ)ただし書及び第 58 条第 1 項第 1 号イただし書の規定により設備定員と同一の人員に対して 1 葉で発売した指定券にあっては、料金合計額（特別車両の個室にあっては特別車両料金合計額）の 3 割に相当する額とし、新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に対して 1 枚で発売した特別急行券にあっては、新幹線区間に対する特別急行料金と在来線区間に対する特別急行料金を合算した額の 3 割に相当する額とする。）。ただし、330 円に満たない場合は、330 円とする。 (2) 立席特急券及び特定特急券 220 円 <u>2</u> 第 57 条の 2 の規定により発売した指定席特急券及び立席特急券又は第 61 条の 2 の規定により発売した座席指定券について前項の払いもどしをする場合は、同時に使用する乗車券及び同条の規定により発売した他の急行券を同時に呈示し、当該急行券又は座席指定券の払いもどしを請求しなければならない。この場合、割引をした乗継用の急行券又は座席指定券を既に使用しているときの払いもどし額は、前項の規定にかかわらず、当該指定席特急券若しくは立席特急券又は座席指定券の既に収受している料金から割引をした乗継用の急行券又は座席指定券に対する割引額と前項の手数料とを差し引いた残額とする。 <u>3</u> 第 57 条の 3 第 4 項の規定により発売した指定席特急券、立席特急券及び特定特急券について第 1 項の払いもどしをする場合は、同時に使用する乗車券及び同条の規定により発売した他の特別急行券を同時に呈示し、当該特別急行券の払いもどしを請求しなければならない。この場合、乗継用の特別急行料金により発売した特別急行券をすでに使用しているときの	車列車を指定しているものを含む。) イ 出発する日の2日前までに請求した場合は、330 円（第 57 条第 1 項第 1 号イの(イ)ただし書及び第 58 条第 1 項第 1 号イただし書の規定により設備定員と同一の人員に対して 1 葉で発売した指定券にあっては、1 葉につき 330 円)。 ロ 出発する時刻までに請求した場合は、すでに支払った当該料金の 3 割に相当する額（第 57 条第 1 項第 1 号イの(イ)ただし書及び第 58 条第 1 項第 1 号イただし書の規定により設備定員と同一の人員に対して 1 葉で発売した指定券にあっては、料金合計額（特別車両の個室にあっては特別車両料金合計額）の 3 割に相当する額とし、新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に対して 1 枚で発売した特別急行券にあっては、新幹線区間に対する特別急行料金と在来線区間に対する特別急行料金を合算した額の 3 割に相当する額とする。）。ただし、330 円に満たない場合は、330 円とする。 (2) 立席特急券及び特定特急券 220 円 <u>2</u> 旅客は、未指定特急券が不要となった場合は、その券面に表示された乗車日までに駅に差し出したときに限って、1 枚につき 330 円の手数料を支払い、当該未指定特急券に対する特別急行料金の払いもどしを請求することができる。 <u>3</u> 第 57 条の 2 の規定により発売した指定席特急券及び立席特急券又は第 61 条の 2 の規定により発売した座席指定券について前項の払いもどしをする場合は、同時に使用する乗車券及び同条の規定により発売した他の急行券を同時に呈示し、当該急行券又は座席指定券の払いもどしを請求しなければならない。この場合、割引をした乗継用の急行券又は座席指定券を既に使用しているときの払いもどし額は、前項の規定にかかわらず、当該指定席特急券若しくは立席特急券又は座席指定券の既に収受している料金から割引をした乗継用の急行券又は座席指定券に対する割引額と前項の手数料とを差し引いた残額とする。 <u>4</u> 第 57 条の 3 第 4 項の規定により発売した指定席特急券、立席特急券及び特定特急券について第 1 項の払いもどしをする場合は、同時に使用する乗車券及び同条の規定により発売した他の特別急行券を同時に呈示し、当該特別急行券の払いもどしを請求しなければならない。この場合、乗継用の特別急行料金により発売した特別急行券をすでに使用しているときの

現行	改正
払いもどし額は、第1項の規定にかかわらず、払いもどしをする急行券のすでに収受している特別急行料金からすでに使用した特別急行券の区間に対する所定の特別急行料金と乗継用の特別急行料金との差額と第1項の手数料とを差し引いた残額とする。 <u>4</u> 第63条第1項の規定により発売した指定席特別車両券(A)、寝台券又はコンパートメント券について第1項の払いもどしをする場合は、同時に発売した指定席特急券とともに請求するときに限って、この取扱いをする。この場合、払いもどし手数料は、特別車両料金(A)、寝台料金又はコンパートメント料金については第1項の規定により収受し、指定席特急料金についてはこれを収受しない。 <u>5</u> 前項の規定は、第58条第6項の規定により新幹線の区間と新幹線以外の区間を通じた全区間に対して1枚で発売した特別車両券(A)及び同時に発売した指定席特急券に準用する。 <u>6</u> 大人と小児又は小児と小児が1個の寝台を使用するため購入した2枚の特別急行券のうちの1枚について第1項の払いもどしをする場合の払いもどし手数料は、同項の規定にかかわらず、1枚につき220円とする。 <u>7</u> 第64条の規定によって証明をした指定券について第1項の払いもどしを請求する旅客は、同条の規定によって証明をした乗車券及び急行券を同時に呈示しなければならない。	払いもどし額は、第1項の規定にかかわらず、払いもどしをする急行券のすでに収受している特別急行料金からすでに使用した特別急行券の区間に対する所定の特別急行料金と乗継用の特別急行料金との差額と第1項の手数料とを差し引いた残額とする。 <u>5</u> 第63条第1項の規定により発売した指定席特別車両券(A)、寝台券又はコンパートメント券について第1項の払いもどしをする場合は、同時に発売した指定席特急券とともに請求するときに限って、この取扱いをする。この場合、払いもどし手数料は、特別車両料金(A)、寝台料金又はコンパートメント料金については第1項の規定により収受し、指定席特急料金についてはこれを収受しない。 <u>6</u> 前項の規定は、第58条第6項の規定により新幹線の区間と新幹線以外の区間を通じた全区間に対して1枚で発売した特別車両券(A)及び同時に発売した指定席特急券に準用する。 <u>7</u> 大人と小児又は小児と小児が1個の寝台を使用するため購入した2枚の特別急行券のうちの1枚について第1項の払いもどしをする場合の払いもどし手数料は、同項の規定にかかわらず、1枚につき220円とする。 <u>8</u> 第64条の規定によって証明をした指定券について第1項の払いもどしを請求する旅客は、同条の規定によって証明をした乗車券及び急行券を同時に呈示しなければならない。
(中略) (旅行中止による旅客運賃及び料金の払いもどし) 第282条の2 前条第1項の規定により、旅客が旅行を中止し、乗車券類を駅に差し出して旅客運賃及び料金の払いもどしの請求をした場合は、次の各号に定める額の払いもどしをする。 (1) 乗車券 旅行中止駅・着駅間に対する旅客運賃。この場合、原乗車券が次のいずれかに該当するときは、それぞれに定めるところによる。 (中略) (2) 急行券 当該急行料金の全額。ただし、指定された急行列車(指定急行券以外の急行券の場合は、乗車した急行列車)にその全部又は乗車後その一部を乗車することができなくなったときに限る。	(中略) (旅行中止による旅客運賃及び料金の払いもどし) 第282条の2 前条第1項の規定により、旅客が旅行を中止し、乗車券類を駅に差し出して旅客運賃及び料金の払いもどしの請求をした場合は、次の各号に定める額の払いもどしをする。 (1) 乗車券 旅行中止駅・着駅間に対する旅客運賃。この場合、原乗車券が次のいずれかに該当するときは、それぞれに定めるところによる。 (中略) (2) 急行券 当該急行料金の全額。ただし、指定された急行列車(指定急行券以外の急行券 <u>又は未指定特急券</u>の場合は、乗車した急行列車)にその全部又は乗車後その一部を乗車することができなくなったときに限る。

現行	改正
(中略) (東京駅又は新大阪駅着となる急行券、特別車両券、寝台券又は座席指定券に対する料金の払いもどしの特例) 第 290 条 東海道本線（東海道本線（新幹線）を含む。）を経由する急行列車の急行券、特別車両券、寝台券又は座席指定券を所持する旅客で、下車駅を東京駅若しくは新橋駅又は新大阪駅とするものにあっては、第 282 条の 2 の規定により、品川駅と東京駅又は大阪駅と新大阪駅との区間が乗車できなくなった場合（当該区間のうち一部が乗車できなくなった場合を含む。）の急行券、特別車両券、寝台券又は座席指定券の払いもどしについては、運行不能となった駅を当該急行券、特別車両券、寝台券又は座席指定券の下車駅として取り扱うものとする。この場合、すでに収受した急行料金又は特別車両料金とすでに乗車した区間に対する急行料金又は特別車両料金を比較して過剰額の払いもどしをする。 (中略) 3 第 1 項の規定は、東海道本線及び山手線を経由する急行列車の急行券又は特別車両券を所持する旅客で、下車駅を品川・池袋間各駅とするものであって、当該区間の一部又は全部が乗車できなくなった場合に準用する。 (中略) (乗車券類の誤購入の場合の取扱方) 第 293 条 旅客が、誤ってその希望する乗車券、急行券又は特別車両券と異なる乗車券、急行券又は特別車両券を購入した場合で、その誤購入の事由が駅名の同一・類似その他やむを得ないと認められ、かつ、係員がその事由を認めたときは、正当な乗車券、急行券又は特別車両券に変更の取扱いをする。ただし、指定急行券及び指定特別車両券については、この取扱いをしない。 (以下略)	(中略) (東京駅又は新大阪駅着となる急行券、特別車両券、寝台券又は座席指定券に対する料金の払いもどしの特例) 第 290 条 東海道本線（東海道本線（新幹線）を含む。）を経由する急行列車の急行券、特別車両券、寝台券又は座席指定券を所持する旅客で、下車駅を東京駅若しくは新橋駅又は新大阪駅とするものにあっては、第 282 条の 2 の規定により、品川駅と東京駅又は大阪駅と新大阪駅との区間が乗車できなくなった場合（当該区間のうち一部が乗車できなくなった場合を含む。）の急行券、特別車両券、寝台券又は座席指定券の払いもどしについては、運行不能となった駅を当該急行券、特別車両券、寝台券又は座席指定券の下車駅として取り扱うものとする。この場合、すでに収受した急行料金又は特別車両料金とすでに乗車した区間に対する急行料金又は特別車両料金を比較して過剰額の払いもどしをする。 (中略) 3 第 1 項の規定は、東海道本線及び山手線を経由する急行列車の急行券又は特別車両券を所持する旅客で、下車駅を品川・池袋間各駅とするものであって、当該区間の一部又は全部が乗車できなくなった場合に準用する。 <u>4 第 1 項の規定は、東北本線を経由する急行列車の急行券又は特別車両券を所持する旅客で、下車駅を上野・品川間各駅とするものであって、当該区間の一部又は全部が乗車できなくなった場合に準用する。</u> (中略) (乗車券類の誤購入の場合の取扱方) 第293条 旅客が、誤ってその希望する乗車券、急行券又は特別車両券と異なる乗車券、急行券又は特別車両券を購入した場合で、その誤購入の事由が駅名の同一・類似その他やむを得ないと認められ、かつ、係員がその事由を認めたときは、正当な乗車券、急行券又は特別車両券に変更の取扱いをする。ただし、指定急行券<u>(未指定特急券を除く。)</u>及び指定特別車両券については、この取扱いをしない。 (以下略)

現行	改正														
別表第 2 号 ム（第 125 条）新幹線指定席特急料金 <u>（略）</u>	別表第 1 号の 2（第 57 条）列車群														
	<table><tr><th>項</th><th>号</th><th>群名</th><th>特別急行列車</th></tr><tr><td rowspan="2">1</td><td>(1)</td><td>ひたち・ときわ</td><td>イ ひたち号 ロ ときわ号 ハ 別に定める列車</td></tr><tr><td>(2)</td><td>スワローあかぎ</td><td>イ スワローあかぎ号 ロ 別に定める列車</td></tr><tr><td>2</td><td>－</td><td>成田エクスプレス</td><td>イ 成田エクスプレス号 ロ 別に定める列車</td></tr></table>	項	号	群名	特別急行列車	1	(1)	ひたち・ときわ	イ ひたち号 ロ ときわ号 ハ 別に定める列車	(2)	スワローあかぎ	イ スワローあかぎ号 ロ 別に定める列車	2	－	成田エクスプレス
項	号	群名	特別急行列車												
1	(1)	ひたち・ときわ	イ ひたち号 ロ ときわ号 ハ 別に定める列車												
	(2)	スワローあかぎ	イ スワローあかぎ号 ロ 別に定める列車												
2	－	成田エクスプレス	イ 成田エクスプレス号 ロ 別に定める列車												
	別表第 2 号 ム（第 125 条）新幹線指定席特急料金 <u>（別添参照）</u>														

附則

この通達は、平成 27 年 3 月 14 日乗車となるものから施行する。

別添

別表第2号ム

新幹線指定席特急料金

(円)

駅名	東京	上野	大宮	熊谷	本庄 早稲田	高崎	安中 榛名	軽井沢	佐久平	上田	長野	飯山	上越妙高	糸魚川	黒部 宇奈月 温泉	富山	新高岡
上野	2,360																
大宮	2,570	2,360															
熊谷	2,570	2,360	2,360														
本庄早稲田	2,570	2,360	2,360	2,360													
高崎	2,990	2,780	2,360	2,360	2,360												
安中榛名	2,990	2,780	2,360	2,360	2,360	2,360											
軽井沢	3,320	3,110	3,110	2,360	2,360	2,360	2,360										
佐久平	3,320	3,110	3,110	2,360	2,360	2,360	2,360	2,360									
上田	3,320	3,110	3,110	3,110	3,110	2,360	2,360	2,360	2,360								
長野	4,200	3,990	3,110	3,110	3,110	3,110	2,360	2,360	2,360	2,360							
飯山	4,200	3,990	3,990	3,110	3,110	3,110	3,110	3,110	2,360	2,360	2,360						
上越妙高	4,200	3,990	3,990	3,990	3,110	3,110	3,110	3,110	3,110	2,360	2,360	2,360					
糸魚川	5,600	5,390	4,640	4,640	4,640	4,640	3,760	3,760	3,760	3,760	3,010	3,010	2,360				
黒部宇奈月温泉	5,920	5,710	5,710	4,960	4,960	4,960	4,960	4,960	4,080	4,080	4,080	3,760	2,360	2,360			
富山	6,250	6,040	6,040	6,040	6,040	5,290	5,290	5,290	5,290	5,290	4,080	3,760	3,110	2,360	2,360		
新高岡	6,780	6,570	6,040	6,040	6,040	6,040	5,290	5,290	5,290	5,290	4,080	3,760	3,110	2,360	2,360	2,360	
金沢	6,780	6,570	6,570	6,040	6,040	6,040	6,040	6,040	5,290	5,290	4,960	3,760	3,110	3,110	2,360	2,360	2,360